

米国における会計および監査上の重要性概念の展開

—1930～70年代前半におけるJournal of Accountancy誌の議論から—

前 山 政 之

1. はじめに

本稿は、主に1930年代から70年代前半にかけて、米国公認会計士協会の協会誌であるJournal of Accountancy誌上において会計上および監査上の重要性概念に関して、どのような議論¹⁾がなされたのかを検討する。それにより、何時、どのような形で、なぜ、重要性概念が取りあげられ、特にどこ焦点が当てられたのか、そして今日ある形にどのように変容していったのかの端緒を得るために考察するものである。

2. 米国における監査上の重要性に関する議論

2.1 1933年証券法制定前後

Journal of Accountancy誌上において「重要性」というタイトルで議論がなされたのは、1941年10月号の論説におけるCranstoun氏によるものが最初であると思われる²⁾。そこでは、除外事項の重要性について、会計士により判断が異なることを取り上げ、重要性の判断が会計士の職業的判断の所産である以上、判断が異なることは避けられないとしても、何らかの指針による明確化が必要ではないか、と論じている。ここから、当時、重要性に関する判断規準が存在しなかったことがわかると同時に、ではなぜこの時期に初めて現れるようになったのか、が問題となるように思われる。

この時期に、重要性に関する議論が登場してきたのは、1933年証券法による法定監査の導入

が大いに関連している。Reininga (1968) によれば、アメリカ会計士協会(AIA)の法律顧問のSpencer Gordon氏は、1933年証券法に対する見解をまとめるために、契約法についてのアメリカ法律協会のリステイトメントから不正と不実表示に関する内容を移植した³⁾。そして多くのステートメントと定義が、これと類似したものとなった。

したがって、ここから明らかなことは、重要性概念は、法の領域から借りてきた概念で、会計オリジナルのものではない、ということである。そしてこのことは、後々まで問題を残すこととなった。

1933年証券法を境に違いがあることは、Reininga (1968) において、連邦準備委員会が会計士・監査人・銀行家・ビジネスマンの啓発のために発行した小冊子における市場性ある有価証券の扱いに関する記述を例として示されている。すなわち、その小冊子の1917年版と1929年版では「差異が小さい、または、取るに足りない場合」と表現されている部分が、1936年版では初めて「重要な」という用語が用いられているのである。

その後、AICPAの会計研究公報において、重要性という用語が頻繁に用いられるようになる。ある項目が損益計算書で示されるべきか、剰余金に直接繰り越されるべきか、の問題に言及するものであった。つまり、特定の項目の重要性判断を累積して、財務諸表に及ぼす影響を

考慮するという視点は欠けていた⁴⁾。このような視点はCICA (1965), Carmichael (1969)を待たなければならない。

2.2 1950年代～1960年代：会計上の重要性

1950年代に入り、会計基準、監査基準などの整備が進むと共に、重要性に関する問題も次の段階に進む動きが見られた。この時期の主な論点は、次の2点に集約されるように思われる。第一は、重要性の定義の明確化を進める動きであり、もう一点は、重要性規準の明確化を進める動きである。

これらの論点が出現した背景には、会計基準や監査基準等、会計制度の整備が進むと共に、至る所に「重要な場合には」「重要でない場合には」といった表現が頻出するようになったことがあると思われる。しかしその一方で、では、どんな場合に重要なのか、ということに関する明確な規定があまり示されないということが、実務上、問題となったものと思われる。また定義の問題に関しても、当初は、法の領域から会計の領域に移植した場合、そのままでのいいのか、修正が必要なのか、必要だとすれば、どのような修正が必要なのか、といった問題が出てきたのではないかと思われる。

この第一の論点に関して、Journal of Accountancy誌上で早く掲載されたものとしてDohr (1950)がある。著者は、当時のアメリカ会計士協会会計手続委員会のメンバーで用語小委員会の委員長であり、個人的見解として、次のような論考を示した。まず会計士協会やSECの公表物において、「重要性」や「重要な」という語が多用されているにもかかわらず、定義がほとんどないことを指摘している。しかしその一方で、契約法のリステイトメントや、SECに関連するいくつかの判例を参考に次のような重要性の定義を提案している。

「周囲の環境に対する十分な検討を所与として、あるステートメント、事実、または項目の開示、もしくは処理方法が、合理的な人間

の判断と行動において影響を及ぼしそうか、あるいは『違いをもたらす』ような場合、そのステートメント、事実、もしくは項目は、重要である」

また、時期的には少し後になるが、会計上の重要性概念が、会計数値のみで判断されやすいことを批判して、Holmes (1973)は、非会計的側面を含めた財務諸表への影響を「重大な歪曲 (significant distortion)」として提唱した。

第二の論点である重要性規準の明確化に関しては、それを促進する立場からの代表的な研究としてWoosely (1954a), Woosely (1954b)である。前者は、地震による損失の重要性評価について質問票調査を実施し、123の会計事務所または会計士、投資銀行家などから回答を得たものであった。後者は、(1)長期リース、(2)市場性ある有価証券の価格下落、(3)特許権侵害訴訟の偶発債務に関する重要性判断に関して質問票調査を実施し、122の会計事務所または会計士、投資銀行家などから回答を得たものである。この2つの調査では、個人会計士や地方会計事務所よりも、全国規模の会計事務所の方が重要性の閾値が大きいこと、調査対象項目によって重要性の閾値が異なること、などが見いだされた。その一方で、著者は、これをスタートに、重要性の何らかの指針を検討すべきであるとしている。

Hylton (1961)は、重要性のより正確な定義が必要であり、曖昧な定義は重要性の濫用を招くとして、重要性の判断に関する提案を行っている。それは、貸借対照表項目の場合、流動資産の総額をベースに各流動資産項目を比較して5%未満であれば重要性がないとするものである。損益計算書項目に関しては、売上総利益の2%と比較して重要性を判断することを提唱している。

その一方で、重要性規準の明確化に反対する見解も見られる。Blough (1950)は、「重要性に関する決定は、真空状態でなされることも、一般的な規準の自動的な引用によってなされる

こともできない」と述べ、専門家の判断という側面を強調して反対している。

ここまでの時期の議論は、あくまで会計上の重要性に限定されていた、ということができる。すなわち、監査プロセスに関連づけて重要性を議論する監査上の重要性という視点はまだ存在しなかったといってよいのではないだろうか。会計上の重要性に関する議論がある程度、進まなければ、監査の議論にならなかったものと考えられる。

2.3 1960年代～1970年代前半：監査上の重要性

1960年代以降の重要性に関する議論で見られる大きな特徴の一つは、監査上の重要性という視点で議論がなされるようになったことである。Journal of Accountancy誌上でその嚆矢となったのは、Hicks (1962) ではないかと思われる。ここで、重要性を監査の効果的ツールとして活用する方法を提案している。そして、監査において、(1) 表示と報告フェイズ、(2) 監査計画の策定フェイズ、(3) 監査計画の遂行フェイズ、という3つのフェイズにおいて重要性判断が行使されることを論じている。ここで示された諸段階は、現在の監査基準書第47号（以下、SAS47）で示されているものとは異なるが、監査プロセスに関連づけて、重要性を論じたという点で、意義があるといえる。

つづくCarmichael (1969)⁵⁾は、現在の監査基準の原型が2つの意味で示されたのではないかという点で意義があると思われる。第一は、これまで述べてきた重要性に関する文献が、主に会計上の重要性ということもあり、開示するか否かの判断規準といった意味で用いられていたのに対して、ここで示されている重要性は、財務諸表に重要な虚偽表示がない、という際の重要性、つまり虚偽表示の重要性を判定する際の重要性という点であるところが注目される。

第二は、これまでの重要性の文献が、個別項目の重要性の判断を主に扱っていたのに対して、この論文が重要性の累積的側面を扱っている、

ということである。重要性の累積的側面は、虚偽表示を累積して財務諸表全体が適正か否かを判断することにつながる。虚偽表示と関連しているという点でこれは第一点とも関連している。

さらに重要性の累積的側面を考慮するために、この論文（あるいはCICA (1965)）で新しく示されたと思われる点は、監査が試査である点に鑑み、サンプリングから漏れた未検証項目も重要性判断に含めたという点である。現行のSAS47で、虚偽記載を既知の虚偽表示とあり得る虚偽表示 (likely misstatement) に分類したうえで重要な虚偽表示があるか否かを監査人に検証させる原型がこの論文で示されていると言ってよいと思われる。

上記の点を含めた形でCarmichael (1969) は、以下のような累積的重要性概念を扱うためのフレームワークを示している。

累積的重要性ガイド = 既知でかつ未修正のエラー + 0.5 (レビューのみの勘定) + 標本抽出された勘定の正確性の最大値

上式の右辺の第1項は、監査人が既知に知っているかつ財務諸表の作成者である経営者が修正に応じないエラーは、その金額をそのまま代入する。第2項は、未検証でレビューのみ（現在の監査手続で言えば分析的手続に相当）の場合、そのような扱いをした項目の金額のうち、保守的に見て、その半分を算入することを意味する。第3項は、検証項目の中で、サンプルから漏れた部分に含まれる虚偽表示の考えられる最大値を見積もり、加える。これは、後のSAS47における、あり得る虚偽表示 (likely misstatement) に該当するものである。

一方、左辺であるが、ここには重要性の基準値として、売上総利益のある一定割合を代入する。売上総利益が選択された理由は、重要性のベースとして、利益数値であることと、安定性を重視したためである。一般に重要性のベースとして用いられる当期純利益などでは、期間に

よる変動幅が大きいとして重要性のベースとしては不適切としている。

以上のように数値を代入して、右辺が左辺より小さければ問題なしと評価する、というのが上の式の趣旨である。

同時に、Carmichael (1969) では、重要性を(1)表示と報告の適正性の評価(会計上の重要性)、(2)監査計画の策定と実行を含む問題の決定(監査上の重要性)という形で、会計上の重要性と監査上の重要性を識別した、という点でも特徴がある。

現行のSAS47との比較においては、レビューのみの勘定は、SAS47にはない項目であり、また、ここで売上総利益の一定割合としている重要性の基準値をSAS47では明示していない、といった相違点はあるものの基本的な思考としては、現行の監査上の重要性判断のフレームワークに近いものを示したという点で、非常に意義がある文献であるといえる。

さらに、重要性概念を効率的な監査の実施に役立てようとする論考も現れてきた。Barnes (1973) では、なぜ、監査実務において重要性概念を積極的に導入して監査を効率しないのか、という根拠と、重要性概念を取り入れて効率的な監査を促進すべきであるという見解を比較検討した上で、次のような監査の局面に、重要性概念を適用することを提案している。すなわち、(1)被監査会社との最初の書簡、(2)内部統制のレビュー、(3)監査計画の作成、(4)実地作業の遂行、(5)財務諸表の作成、である。

1960年代から、重要性に関する多くの研究成果が示されるようになった⁶⁾。その理由としては、50年代から重要性の規準に関する議論が開始しており、その議論を進めるためには、実態調査ならびに実証研究が必要とされたことがあげられる、といった研究の流れからの必然性があると同時に、社会的背景も存在しているように思われる。すなわち、パークリス事件に対する判決で、裁判所が重要性に関する一つの判断を示した⁷⁾、ということである。これは、単に

裁判所が法的判断を示したということを超えて、会計プロフェッション以外が、会計上の指針が明確に存在しないところで、独自に会計判断を下したという点で、会計プロフェッションに重要性の判断指針の明確化を強く認識させた、という点で衝撃を与えたものでないかと思われる。

これらの背景から、その後、FASBで重要性に関する討議資料が作成され、FASB概念ステートメント第2号における重要性の定義へとつながっていくこととなるが、この時期の議論と、その後の展開の関連性に関する分析は、今後の課題としたい。

3. これまでの流れを俯瞰して

Journal of Accountancy誌の限られた期間に限定した範囲であるが、これまでの議論から重要性概念あるいは判断に関する議論の側面としては、次のようなものがあげられる。

第一は、法的な側面である。これは、会計上の重要性に関する議論が証券諸法制定以前にはほとんど見られなかったこと、また、重要性概念が当初、契約法における不実表示からもたらされたことから明らかなように、法の領域で使われている概念を移植したものであることに反映されている。

第二の側面としては、哲学的な側面があげられる。「重要であるか否か」という問いは、それ自体哲学的な要素を含むものであるが、今回取りあげた文献は米国公認会計士協会の協会誌といういわば実務色の強いものだけに多くはないがHolmes (1973)における「重大な歪曲概念」の提唱などに表れている。

第三の側面としては、技術的な側面があげられる。すなわち重要性判断には、何をベースにするか、閾値をどこに設定するかなど、テクニカルな側面が数多く存在するからであり、Woosely (1954a,b) およびHylton (1961)などに表れている。

第四の側面としては、効率的(または経済性)側面があげられるのではないだろうか。監査を

効率的に行うために重要性概念を活用するというHicks (1962) およびBarnes (1973) における主張は、このような側面を反映しているといえる。

これらの諸側面は、ある部分では、正の関連性を示す一方で、別の部分では、負の関連性を示すのではないだろうか。正の関連性を示す例としては、例えば、「重要」であるとは何かという哲学的問いと、証券規制の中にそれをどのように取り込むか、そしてさらに、財務諸表の中にどのように取り込むかという流れは、哲学的側面→法的側面→技術的側面という形で示される。その一方で、効率的側面を強調しすぎるあまり、重要な情報が脱漏することは、効率的側面と、(投資家保護という証券規制の主旨に合わなくなるという点で) 法的側面との、対立を示すのではないだろうか。そしてこのような対立関係が、近年における会計不正問題における重要性の濫用という形で表出しているのではないだろうか。

重要性の議論から、どのような側面が読み取れるのか、そして、その諸側面は、どのような関係にあるのか、ということに関しては、さらなる検討を必要とする。

注

- 1) 英国における重要性概念の展開についてHolmes (1972) を参照されたい。
- 2) ProQuest ABI/INFORM Completeを利用した検索による。タイトルではなく本文中に“material”などの用語が用いられている論文は、既に存在している。例えばGordon (1933)などを参照。
- 3) この点に関して、Gordon (1933) で次のように述べている。
この定義(契約法リステイトメント第15章における不実表示の定義;訳者注)に依存して、私はセクション11 (a) 内の「重要な事実」を、問題となっている証券の購入、保有、あるいは売却に関連して、合理的な人間の行動に影響を及ぼしそうな不実の陳述もしくは脱漏があるという事実、と表現する。
- 4) 金額の累積が重要であるという指摘のみならば、すでに会計研究公報第32号にも示されて

いるが、しかし、どのように累積の問題を考えるかという操作的な問題は、触れられていない。

- 5) この論文は、もともとは、CICA (1965) をベースとしたものであるが、米国での注目が低いことから、Carmichael氏がJournal of Accountancy誌にその要約を掲載したものである。本稿は、Journal of Accountancy誌での議論を扱っているため、こちらの論文を取りあげている。
- 6) 重要性に関する実証研究については前山(1998)を参照されたい。
- 7) この判決では、報告利益の増加を197%から227%に増加させた損益計算書上のエラーが重要ではないとされる一方で、報告された流動比率1.6から1.9に増加させた貸借対照表上のエラーは重要と判示された。

参考文献

- Barnes, J., "More efficient auditing through an understanding of the materiality concept," *Journal of Accountancy*, May 1973, pp.78-80.
- Bernstein, L., "Netting of Extraordinary items - Effects on the Determination of Materiality," *Journal of Accountancy*, June 1971, pp.74-75.
- Blough, C., "Some Suggested Criteria For Determining "Materiality"," *Journal of Accountancy*, April 1950, pp.353-354.
- Study Group on Audit Techniques, *Materiality in Auditing*, Canadian Institute of Chartered Accountants, 1965.
- Carmichael, D., "The Cumulative Aspects of Materiality," *Journal of Accountancy*, December 1969, pp.61-64.
- Cranstoun, W., "Materiality of Exceptions," *Journal of Accountancy*, October 1941, pp.360-361.
- Dohr, J., "Materiality - What Does It Mean In Accounting?," *Journal of Accountancy*, July 1950, pp.54-56.
- Gordon, S., "Accountants and the Securities Act," *Journal of Accountancy*, November 1933, pp.438-451.
- Hicks, E., "Materiality: A Useful Audit Tool," *Journal of Accountancy*, July 1962, pp.63-67.
- Holmes, W., "Materiality - Through the Looking Glass," *Journal of Accountancy*, February 1972, pp.44-49.
- Holmes, W., "Toward Standard for Materiality," *Journal of Accountancy*, June 1973, pp.62-67.
- Hylton, D., "Some Comments on Materiality," *Journal of Accountancy*, September 1961, pp.61-64.

前山政之「重要性研究の現状と展望」『新潟大学経済論集』第64号, 1998年3月, 129-140頁.

Reininga, W., "The Unknown Materiality Concept," *Journal of Accountancy*, February 1968, pp.30-35.

Woolsey, S., "Criteria for Judging Materiality,"

Journal of Accountancy, February 1954, pp.167-173.

Woolsey, S., "Judging Materiality in Determining Requirements for Full Disclosure," *Journal of Accountancy*, December 1954, pp.745-750.

[まえやま のぶゆき 横浜国立大学経営学部助教授]

[2005年8月12日受理]